別表十七㈠の四の記載要領第11号中「租税特別措置法」を「特定課税対象金額（租税特別措置法」に、「特定課税対象金額又は」を「特定課税対象金額をいう。第４号において同じ。）又は間接特定課税対象金額（」に改め、「間接特定課税対象金額」の次に「をいう。第７号において同じ。）」を加え、「外国法人（同法」を「外国法人（特定個別課税対象金額（同法」に、「特定個別課税対象金額又は」を「特定個別課税対象金額をいう。第４号において同じ。）又は間接特定個別課税対象金額（」に改め、「間接特定個別課税対象金額」の次に「をいう。第７号において同じ。）」を加え、同第四号及び第五号を次のように改める。

４　「⑬」から「⑰」までの各欄は、特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しないこと。

５　「（⑼又は⑾）と⑬のうち少ない金額　⑭」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額（法第23条の２第２項第１号（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に掲げる剰余金の配当等の額をいう。以下第10号までにおいて同じ。）を除く。）について租税特別措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（⑵に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（⑵に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「又は⑾」を消すこと。

⑵　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑼又は⑾」とあるのは、「⑼－⑲」として記載すること。

⑶　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（⑷又は次号に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（⑷又は次号に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「⑼又は」を消すこと。

⑷　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑼又は⑾」とあるのは、「⑾－⑲」として記載すること。

別表十七㈠の四の記載要領第九号を同第十五号とし、同第八号中「「前期繰越額又は当期発生額　㉑」」を「「前期繰越額又は当期発生額　㉛」」に改め、同号を同第十四号とし、同第七号中「「当期発生額（別表十七（三）「33」又は別表十七（三の二）「17」）×⑲　⑳」の欄」を「「当期発生額（別表十七（三）「33」又は別表十七（三の二）「17」）×㉙　㉚」の欄」に改め、同号⑵中「「当期発生額（別表十七（三）「33」又は別表十七（三の二）「17」）×⑲　⑳」」を「「当期発生額（別表十七（三）「33」又は別表十七（三の二）「17」）×㉙　㉚」」に、「「当期発生額（別表十七（三の二）「22」×$\frac{1}{\text{別表十七（三の二）「19」}}$）×⑲　⑳」」を「「当期発生額（別表十七（三の二）「22」×$\frac{1}{\text{別表十七（三の二）「19」}}$）×㉙　㉚」」に改め、同号を同第十一号とし、同第六号中「「請求権勘案直接保有株式等の保有割合　⑲」」を「「請求権勘案直接保有株式等の保有割合　㉙」」に改め、同号を同第十一号とし、同第五号の次に次の六号を加える。

６　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第２項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第２項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑿と⒂のうち少ない金額　⑯」とあるのは、「（⑿－㉑）と⒂のうち少ない金額　⑯」として記載すること。

７　「⑱」から「㉒」までの各欄は、間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しないこと。

８　「（⑼又は⑾）と⑱のうち少ない金額　⑲」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（⑵に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（⑵に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「又は⑾」を消すこと。

⑵　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について租税特別措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑼又は⑾」とあるのは、「⑼－⑭」として記載すること。